

プロジェクト・ベース学習による教員の法感覚育成プログラムの開発

－ 成果と課題 －

千葉大学教育学研究科 上杉 賢士

表記テーマのもとに、千葉大学教育学研究科で開設している授業「授業研究XVIB」において開発研究を行った（参加院生20名）。学生は3グループに分かれ、グループの協議によりそれぞれテーマを「おかわりのルールづくり」「教師と生徒で作る中学校におけるケータイ使用ルール」「学校における個人情報保護法適用ルール」と設定し、7時間を充ててテーマ追究を行った。また、その結果について、法務省関係者・法教育推進協議会関係者を含む約50名の参加者を得てプレゼンテーションを行った。

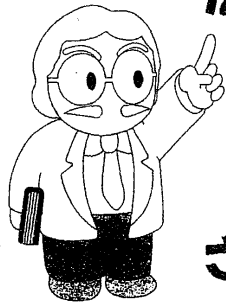
本授業は夜間開設（19：40～21：10）という事情もあって、フィールドワークや児童・生徒との直接的なセッションがしづらいという状況下にあったが、インタビューや調査など可能な範囲の方法によりながらテーマ追究の一連のプロセスを進めた。

その結果、またプレゼンテーションとそこでのディスカッションを通して、次のような成果と課題を確認することができた。

- プロジェクト・ベース学習は、法教育の理念に照らして有効な方法である。すなわち、法律の専門家ではない教員が直接的に指導することにはおのずと限界があり、「思考型」「参加体験型」の特徴をもつプロジェクト・ベース学習が適している。
- それを効果的に機能させるためには、一連の追究のプロセスにおいて必要に応じて専門家の援助や説明をうけることが必要である。また、教師には、そのために関係機関や専門家との密接な関係（ネットワーク）づくりが必要になる。
- 「教員の法感覚育成」においては、ルール作成をプロジェクトの直接的な目標としたため、必ずしも効果が鮮明にはならなかった。プロジェクト追究という一連のプロセスで、必要に応じた振り返りなどを適切に行うことが重要である。（実際には機能していたと思われるが、プレゼンテーションには適切に表現されていなかった。この点については、後日提出される参加者のレポートによって再度確認する）
- プロジェクトの途上において、いずれのプロジェクトにおいても児童・生徒のルールへの無関心な現状が浮き彫りにされた。「ルールをつくる人—守られる自分たち」という構図が、ルール破りや逸脱行動の一因となっている。
- ルールづくりのためには、第一に「生じている問題の解決」という動機が不可欠である。「どんな問題があるか」「なぜルールが必要か」「ルールをつくることによってどんな効果が得られるか（得られないか）」などの十分な検討が、特にプロジェクトの初期的段階において必要である。
- 第二に、生徒の参加を最大限に取り入れること、そしてそこに教師が参加する役割の検討が必要がある。そのことによって、児童・生徒のルールへの無関心という現状を克服することができ、法教育における「ルールづくり」の教育的意義が明らかになる。

千葉大学教育学部法教育プロジェクト

プロジェクト・ベース学習による 教員向け法感覚育成プログラムの開発 プレゼンテーション 資料



法律って、エライ人が決めること？

- ◎ルールやきまりはどのようにして必要なの？
- ◎みんなが納得するルールをつくるのって大変？
- ◎裁判員制度って何だろう？
- ◎買ったもの、いらないから返品って都合よすぎる？

さあ、みんなで考えてみよう！

法教育研究会編『はじめての法教育』（ぎょうせい）より

平成18年2月11日

千葉大学教育学研究科
「授業研究XVIB」研究成果報告
(科目担当：上杉賢士)

もくじ

1. 法教育とは -----	1
2. プロジェクト・ベース学習とは -----	2
3. プログラム開発の経過と特徴 -----	3
4. 評価規準 -----	3
5. 「おかわりルールづくり」プロジェクト-----	4
6. 「生徒と教師でつくる『中学校におけるケータイ電話使用ルール』」プロジェクト	17
7. 「学校における個人情報保護法適用プロジェクト」-----	31

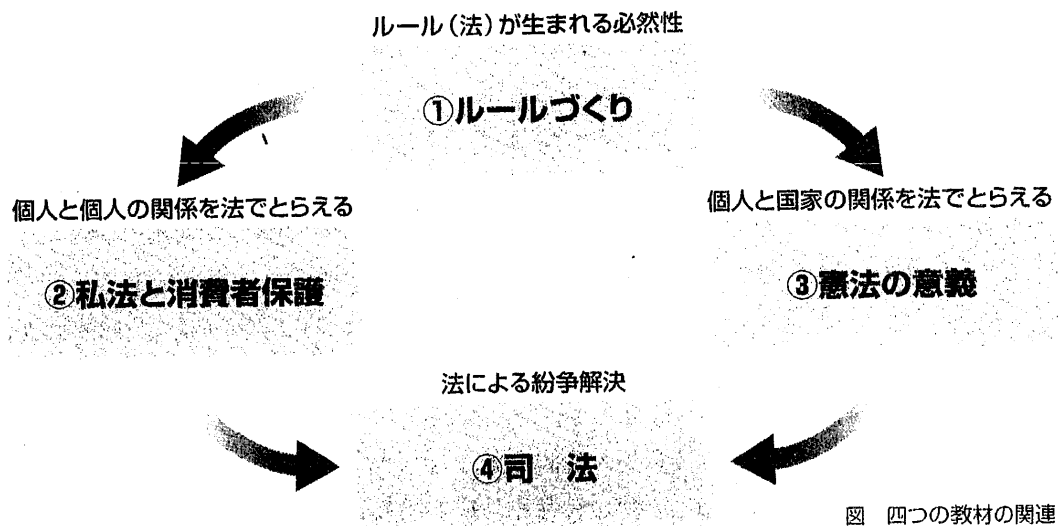
1. 法教育とは

「法教育」とは何か。『はじめての法教育－我が国における法教育の普及・発展を目指して－』（法教育研究会編、ぎょうせい、2005）には、以下のように説明されている。

「法教育」とは、広く解釈すれば、法や司法に関する教育全般を指す言葉である。しかし、より具体的には、アメリカの法教育法（Law-Related Education Act of 1978,P.L.95-561）にいう Law-Related Education に由来する用語であって、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味するものである。これは、法曹養成のための法学教育などとは異なり、法律専門家ではない一般の人々が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルール背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であることに大きな特色がある。（p.2）

裁判員制度が平成21年5月までに実施される見通しにあり、中央教育審議会答申にも新たな教育課題として登場したことにより、わが国でもにわかに注目を集めている。しかし、重要でありつつも新たな課題であるだけに、具体的に何をどのように進めればいいのか教育現場のとまどいは少なくない現状にある。

そこで、法務省は法教育研究会を発足させ、その意義や目的、課題を整理するとともに、学校の協力を得て単元や教材の開発を進めてきた。ここでは、教材開発のカテゴリーと相互関連が次のように示されている（前掲書、p.17）。



本プロジェクトでは、特に「①ルールづくり」に注目し、その活動体験を通して教育の担当者としての教員の法感覚を育成することを目的として展開する。それが結果として、法律の専門家ではない教員が法教育の担い手としての職能発達を促すことに繋がると期待される。

2. プロジェクト・ベース学習とは

プロジェクト・ベース学習 (Project-Based Learning) とは、アメリカ・ミネソタ州にあるミネソタ・ニューカントリースクールにおいて、「有能な社会人」の育成を目的とし、「自律学習者」としての成長を促す方法として開発された。その方法的特徴は、次のように整理できる。

- 自らの興味や関心、問題意識に基づく課題追究を、「企画立案」から「プレゼンテーション」に至るまでの一連のプロセスを通して主体的に展開する。
- 学習者にはあらかじめ評価規準が示され、学習者はそれらの規準を満たすように自らの学習をセルフコントロールしながら進める。
- 教師は、「傍らに寄り添う存在」としてのアドバイザーであり、学習へのアドバイス、情報提供、学習参加など「同行者」として役割をとる。
- プロジェクトが終了すると評価会議が開かれ、評価規準への適合状況、改善点などについて複数のアドバイザーと学習者が話し合う。学習者にはリトライのチャンスが与えられ、評価会議でのアドバイスをもとにプロジェクトの完成度をより高めることができる。

※参考：上杉賢士・市川洋子監訳『学びの情熱を呼び覚ますプロジェクト・ベース学習』学事出版、2004

法教育が求める「思考型」あるいは「社会参加型」の学びの方法として、また「教師が教える」という伝統的教育観から「子どもが学ぶ」教育へとパラダイムチェンジを可能にする方法として、近年、各方面から注目されている。今回は法教育への適用を初めて試みる。

法教育とプロジェクト・ベース学習の接点は、むしろ方法論にとどまらない。前にも述べたように、プロジェクト・ベース学習は「有能な社会人」を育成することを目的としている。一方、法教育においては、法やルールや合意形成などへの参加のプロセスを体験的に学び、問題解決のためのスキルやセンスを獲得することを目的とする。この両者の接点から浮かび上がるのは、「市民性 (Citizenship)」という概念である。

この市民性については、最近わが国においても注目され始めたが（たとえば、品川区における「市民科」の設置）、これまで社会科の一分野としての「公民」が位置づけられていた事情もあって、必ずしもコンセンサスが得られていない。しかし、伝統的な「公民教育」が社会や政治などのしくみを理解すること（内容概念）に重点が置かれていたのに対して、ここで注目する市民性は「参加」や「提言」といった行動を伴うダイナミックな概念と考えてよい。

本プロジェクトでは、対象が主として現職の教員を対象としているという特性に注目し、「市民性」を形成すると思われる具体的な行動レベルでの概念検討から行った。その結果、以下に示す「評価規準 (ルーブリック)」としてまとめられた。これは、学習者自身が自らの学習を評価する規準づくりに参加したことを意味する。

そして、学習者は、ルールづくりのプロジェクトを通して、より多くの「市民性」を獲得できるように自らの学習をコントロールする。したがって、学習者は掲げたテーマに関する「ルールづくり」を直接的な目標にしつつ、同時に自己評価によって「市民性」の獲得をも意図して学ぶ。この学びのシステムそのものが、プロジェクト・ベース学習の最大の特徴である。

3. プログラム開発の経過と特徴

本プロジェクトは、千葉大学教育学研究科の授業として開設されている「授業研究XVIB」の中心的な内容として実施された。その経過と各プロジェクトの特徴は以下のとおりである。

○授業のプロセス

1. プロジェクト・ベース学習のウォーミングアップ（企画書作成のワークショップ）
2. 評価規準の作成（作成した「プレゼンテーション」「市民性」の規準は次項参照）
3. グループワークによるルールづくりをテーマにしたプロジェクト・ベース学習の展開
4. プレゼンテーション

○各プロジェクトの特徴

1. 「おかわり」のルールづくり
参加者が小学生の役割をとりながら、自分たちの学級におけるおかわりのルールをつくる。
2. 生徒と教師で作る中学校におけるケータイ電話使用ルール
参加者が教師の役割をとり、生徒との意見交換を通してケータイ使用ルールをつくる。
3. 学校における個人情報保護法適用プロジェクト
関心をもつ教師の有志集団が、学校における個人情報保護についてルールをつくる。

4. 評価規準

○市民性

- *参加意欲 地域の一員としての自覚をもち、進んで地域活動に参加する
- 所属する集団の向上のために、積極的に貢献する
- 地域社会の課題を発見し、その解決を合理的にできる
- *社会的態度 自分の考えをもち、他者の考えを尊重しながら議論ができる
- 社会的事象に関心をもち、総合的に理解し判断する
- 政治に関心をもち、権利や義務を適切に遂行する
- *自治的活動 身近なルールに関心をもち、存在意義を理解する
- ルールを理解し遵守するとともに、よりよいものに改善する
- 公益に配慮しながら、問題解決のための方法を考える

○プレゼンテーション（抄）

- *伝える 相手に訴えたいテーマを明確にできる
- *収集 集めた情報の中から必要なものを選ぶことができる
- *構成 時間配分を考え、内容を構成することができる
- *話す 適切な言葉で話すことができる
- 相手の様子や表情に気をつけ、ユーモアや抑揚のある話し方ができる
- *見せる 視覚的な資料（写真、実物など）を用意し、見せることができる
- 適切な道具を選択し、効果的に活用することができる

おかわりのルールづくり



〇〇小学校6年上杉学級

プロジェクト・ベース学習企画書 Ver.6

名前 A	日付	開始日 月 日	完成日 月 日
グループで行いたい場合の人数、あるいは名前			
プロジェクトのタイトル おかわりのルールづくり			
<p>1. このプロジェクトを完成させるために、あなたがやらなければならないことは何ですか。プロジェクト名を中心に 連想を働かせ、思いつくままにできるだけたくさん書き出してみましょう。</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">別紙</p>			
<p>2. このプロジェクトに関して調べたいことを3つ以上あげなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①それぞれのクラスにおける給食のルールとその問題点 ②メニューとおかわりの関係 ③食事のマナー 			
<p>3. このプロジェクトを（ ）時間進めて、どういう状態になれば完成といえますか。</p> <p style="padding-left: 40px;">みんなが納得できる給食のおかわりのルールができたら完成</p>			
<p>4. このプロジェクトは、あなたの生活にどのように役立っていますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平和な給食の時間になる ・ 食生活を見直せる ・ 人間関係づくり <p>また、あなたのまわりの地域や社会にどのように役に立ちますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団の中でのルールづくりの意義が理解できる ・ 異文化を理解できる 			

5. 前で考えたことを整理します。特に大切だと思う活動を取り出し、どんな順番で行えばよいかよく 考えて、活動の計画を立てましょう。(数字は⑦までありますが、全部使う必要はありません)

- | | |
|-------------------------|---------|
| ① 自分のクラスの給食時間の問題点を探る | (予定1時間) |
| ② 他のクラスの給食のルールとその問題点を探る | (1) |
| ③ 家庭での食生活の様子を探る | (1) |
| ④ 自分の食生活をふり返る | (1) |
| ⑤ 給食室で給食の現状を探る | (1) |
| ⑥ ①～⑤の考察 | (2) |
| ⑦ 自分のクラスの給食のおかわりのルールづくり | (1) |

6. このプロジェクトを進めるにあたって、必要な情報源を最低3種類あげましょう。そのうち、「実在の人」を必ず入れなければなりません。また、上の活動計画のどこで、どのように活用しますか。

- 実在の人物 保護者、調理員さん、栄養士さん、他のクラスの人々
- インターネット
- 本、資料(食品成分表など)

7. このプロジェクトを進めることによって、どのような力が身につくと思いますか。

〈市民性〉

- | | |
|-------|---|
| 参加意欲 | <input type="checkbox"/> 地域の一員としての自覚をもち、進んで地域活動に参加する |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 所属する集団の向上のために、積極的に貢献する |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 地域社会の課題を発見し、その解決を合理的にできる |
| 社会的態度 | <input checked="" type="checkbox"/> 自分の考えをもち、他者の考えを尊重しながら議論する |
| | <input type="checkbox"/> 社会的事象に関心をもち、総合的に理解し判断する |
| | <input type="checkbox"/> 政治に関心をもち、権利や義務を適切に遂行する |
| 自治的活動 | <input checked="" type="checkbox"/> 身近なルールに関心をもち、存在意義を理解する |
| | <input checked="" type="checkbox"/> ルールを理解し遵守するとともに、よりよいものに改善する |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 公益に配慮しながら、問題解決のための方法を考える |

担当の先生からのアドバイス

■ おかわりのルールづくり

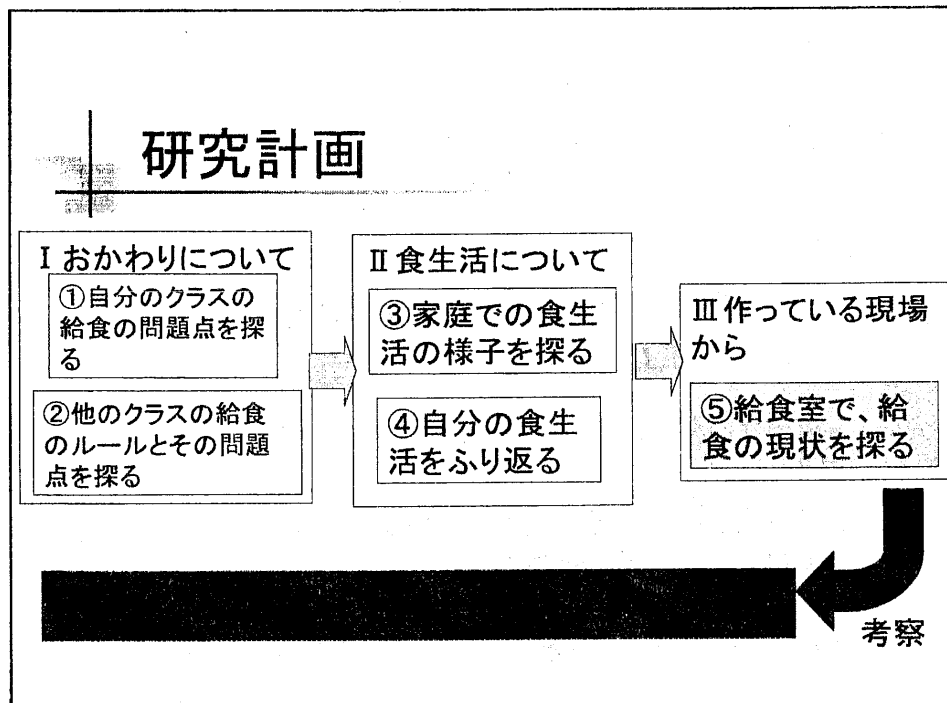
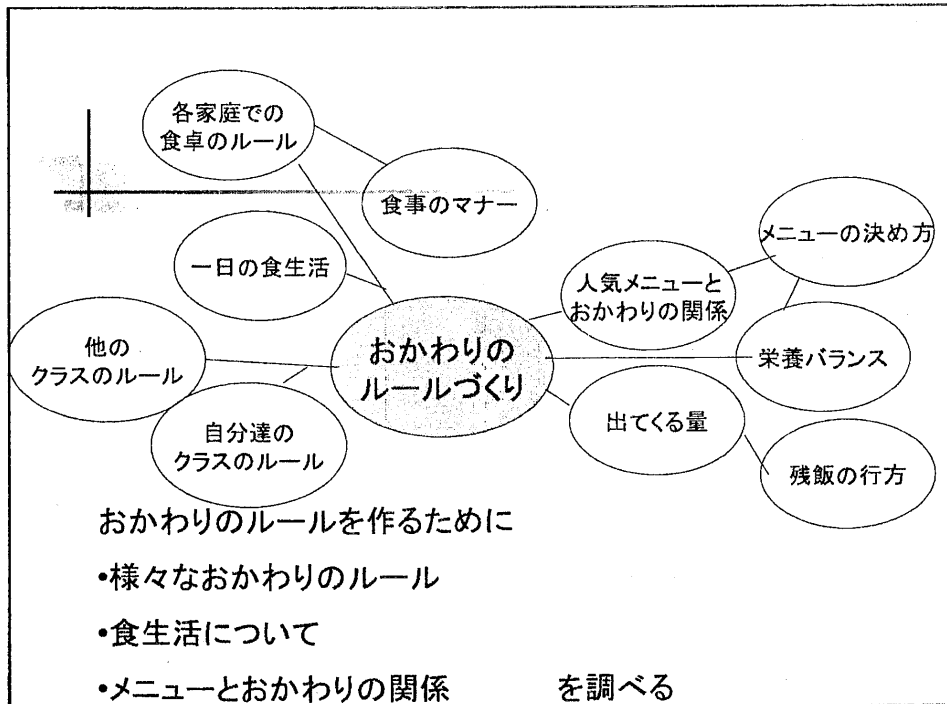
プロジェクトについて

<目的>

みんなが納得できる、給食のおかわりのルールを作り上げる。

- 平和な給食の時間が過ごすことができる。
- 食生活を見直すことができる。
- 人間関係づくりが行える。

集団の中でのルールを作ることができる。



I - ① 給食のルールについて

- ①自分のクラスの給食の問題点を探る
- ②他のクラスの給食のルールとその問題点を探る

給食のルールから代表的なおかわりに関連するもの

- 自分の食べられる量に合わせて、手をつける前なら戻してよい
- 事前に減らす場合や残す場合も、必ず一口以上は口にすること
- おかわりは配られたものは全部食べてからする。
- おかわりは数に限りのあるものはじゃんけんで決める

I - ② おかわりについての調査から

長所	短所
おかわりは配られたものは全部食べてからする	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 増やしすぎて食べきれないということがおこらない ■ 混乱がない ■ バランスよく食べれる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食べる速さに依存する ■ デザートの後におかずをまた食べるのは変
自分の食べられる量に合わせて、手をつける前なら戻してよい(食べる前に量の調節を行う)	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 自分の量に合わせて食べられる ■ 残飯が少なくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 増やしたが、食べられないことがある ■ 減らしにくいものがある

Ⅱ-①食生活について

- ③家庭での食生活の様子を探る
- ④自分の食生活をふり返る

給食の栄養バランスはとれていそうだけど、僕達の食生活はどのようになっているのだろうか？

具体的には、

- 自分の食生活を3日間かけて調査
- 自分の食習慣を考察
- 両親が子どもの食生活で気を使っていることを調べる

Ⅱ-②食生活についての調査から

3日間の食生活振り返る			
	1日目	2日目	3日目
朝	食パン ベーコンエッグ ミルクティー	食パン ベーコンエッグ ミルクティー	食パン ベーコンエッグ ミルクティー
昼	ピリカラ中華丼 高菜饅頭 みかん 牛乳	えびピラフ 鶏肉のから揚げ コールスロー ケーキ 牛乳	食パン りんごジャム ラピリオト マトスープ あじフリッター ホワイトボンチ 牛乳
夜	さつまいもと雑魚の煮物 秋刀魚の揚げ物ロールキャベツ てんぷら ごぼう しいたけ 白米	餃子 白菜とひき肉の煮物 冷奴 温野菜のサラダ 味噌汁 白米	鮭のムニエル 水菜のサラダ 肉団子と鶏卵の煮物 ゴボウとベーコンのバター炒め 味噌汁 白米

3日間の食生活を振り返っての感想

- 意外とバランスがとれている
- 気をつけないと栄養のバランスが悪くなる
- 野菜不足
- 朝食を食べない など

食生活で親が気を使っていること

- なんでも食べた方がよいとはいいが、残すなとはいわない
- できるだけそば意は自然のもの
- バランスのよいもの
- ジャンクフードはたべさせない など

Ⅲ 作っている現場から

⑤ 給食室で、給食の現状を探る

僕達が持った給食についての疑問

- 残飯の処理について
- 衛生面について
- 栄養について
- 栄養士・調理師から見た給食の問題点について
- 子どもの嫌いな食材をどう捕らえているか などなど

給食を作っている調理師さん、メニューを考える栄養士さんにインタビューをする。

インタビューより

■ 栄養バランスについて

•すべての献立について、ひとつひとつの材料の栄養価から考え、一日の一人分の摂取する栄養は均等になるように組み立てている

■ 残飯について

- ・残飯の処理にはお金がかかる
- ・残ってきたりするとショック
- ・残飯が多いメニューに工夫をしている

おかわりのルール

おかわりのルールの前提条件

- 作ってくださっている人たちが自分達のために栄養バランスを考えてくれているので、なるべく一通りは食べるようにする。
- クラスから残飯がでないようにする。
- おかわりがみんなに公平になるようにする。

ここでの公平とは…その人にあった量で、おかわりの権利を全員に保障されていること。

おかわりのルール

- 全員にすべての献立を配膳する
- 第一希望制のじゃんけん
- すべて食べ終わっていなくても、おかわりはできる(おかわりの開始は「いただきます」の10分後)
- 食べきれないものは一口分残して「いただきます」の前に戻す

このルールで問題が起こったときは、また全員でよりよいルールへ改善を行っていく。

本プロジェクトを通して得られた 成果

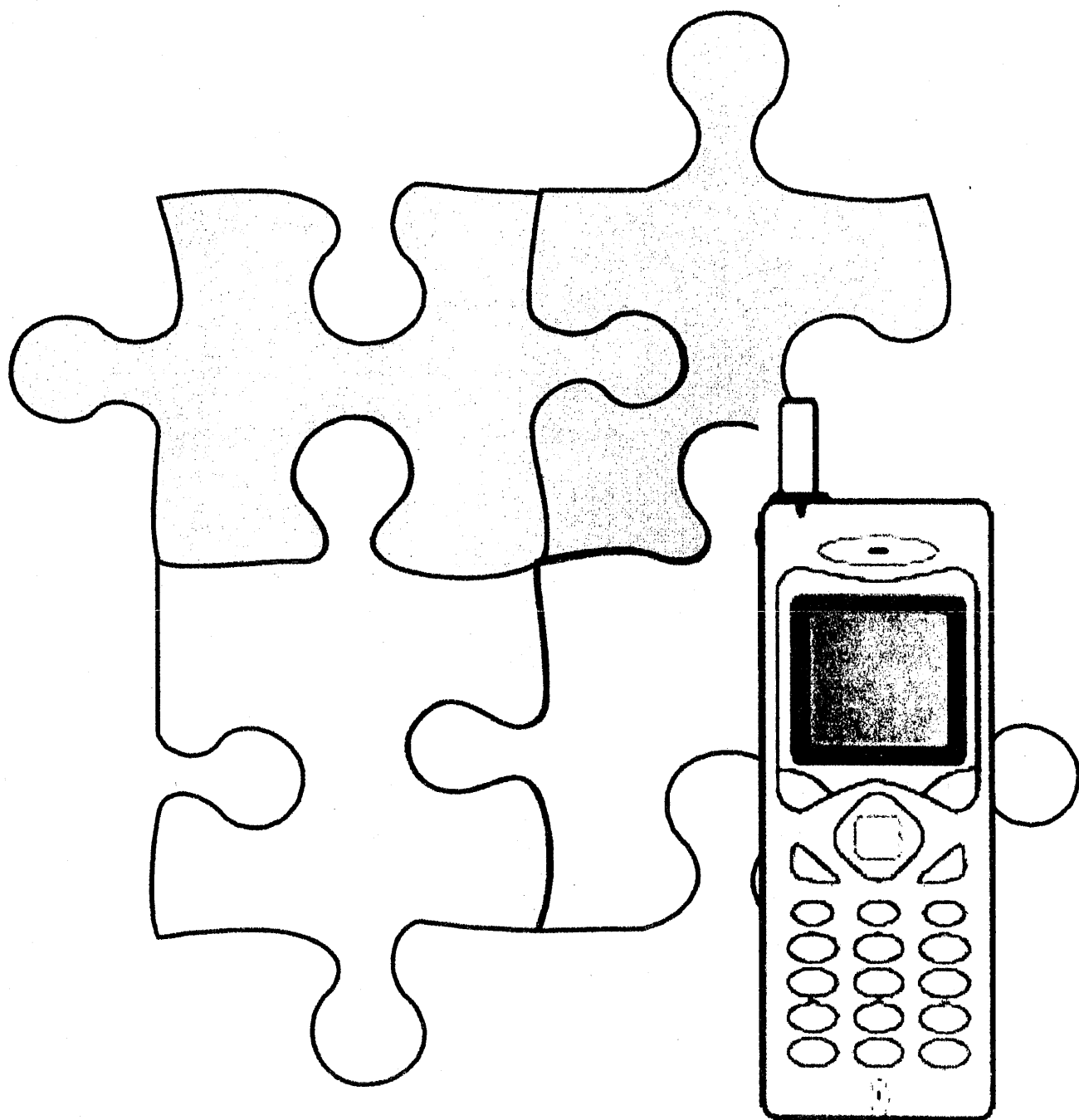
- 平和な給食の時間をめざした、学級の人間関係づくり
- 栄養士さんや調理師さんの苦勞、工夫を知った
- 必要な栄養を考えながら残飯を減らす努力
- 体験をもとにした話し合い
- 給食に関するルールの意義を知った。
- ルールを守るとともに、問題が発生したらルールを見直し、改善していくことを皆で約束をした
- 公平性に気をつけたルールづくり

一人当たり平均摂取栄養量														
量	kcal	蛋白質	脂肪	粗朮	粗朮	粗朮	鉄	亜鉛	ビタミン A	ビタミン B1	ビタミン B2	ビタミン C	ビタミン D	
g		g	g	mg	mg	mg	mg	mg	μRE	mg	mg	mg	μg	
1.35	250	4.3	0.7	1	4	16	0.6	1.0	0	0.31	0.03	0	0	
1.45	35	5.1	1.4	11	1	6	0.2	0.5	1	0.23	0.06	0	0	
3.14	16	0.5	0.0	0	3	6	0.2	0.1	0	0.02	0.01	2	0	
3.76	7	0.2	0.0	0	4	2	0.0	0.0	0	0.01	0.00	2	0	
3.38	4	0.1	0.0	3	3	1	0.0	0.0	131	0.00	0.00	0	0	
3.47	1	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0.00	0.00	0	0	
2.28	0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0.00	0.00	0	0	
4.07	9	0.3	0.0	4	3	2	0.1	0.0	0	0.02	0.00	7	0	
3.38	7	0.2	0.0	2	5	5	0.1	0.1	0	0.01	0.00	0	0	
1.41	13	0.0	1.4	0	0	0	0.0	0.0	0	0.00	0.00	0	0	
0.02	0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0.00	0.00	0	0	
0.94	1	0.2	0.0	4	1	0	0.4	0.0	0	0.00	0.00	0	0	
0.01	0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0.00	0.00	0	0	

費量		摂取量	
残食率	%	g	g
7	6.2	70.35	
4	6.2	23.45	
2	6.2	28.14	
6	6.2	18.76	
5	6.2	9.38	
30	6.2	0.47	
8	6.2	0.28	
78	6.2	14.07	
33	6.2	9.38	
14	6.2	1.4	
7	6.2	0.07	
34	6.2	0.94	
0	6.2	75.0	

生徒と教師でつくる

「中学校におけるケータイ電話使用ルール」



5. 前で考えたことを整理します。特に大切だと思う活動を取り出し、どんな順番で行えばよいかよく考えて、活動の計画を立てましょう。(数字は⑦までありますが、全部使う必要はありません)

- ① 中学生がケータイを使うことで起こりうる危険性について警察関係者にインタビューを行う (予定1時間)
- ② インターネットを利用し、中学生の携帯使用状況について整理する (2)
- ③ 学校という場における有効性や問題点について、ケータイ使用が許されている高校の先生にインタビューを行う (1)
- ④ 中学校におけるケータイ使用に関するルールを仮に立ててみる (1)
- ⑤ 実際に中学生にルールを提示し、意見を聞く/ズレを認識する (4)
- ⑥ 意見を取り入れ、ルールを修正する (1)
- ⑦ ()

6. このプロジェクトを進めるにあたって、必要な情報源を最低3種類あげましょう。そのうち、「実在の人」を必ず入れなければなりません。また、上の活動計画のどこで、どのように活用しますか。

○実在の人物 警察関係者：Kさん 高校の教師：Sさん、Oさん

○インターネット 中学生の実態調査、世間の意識、実際に起きている問題など

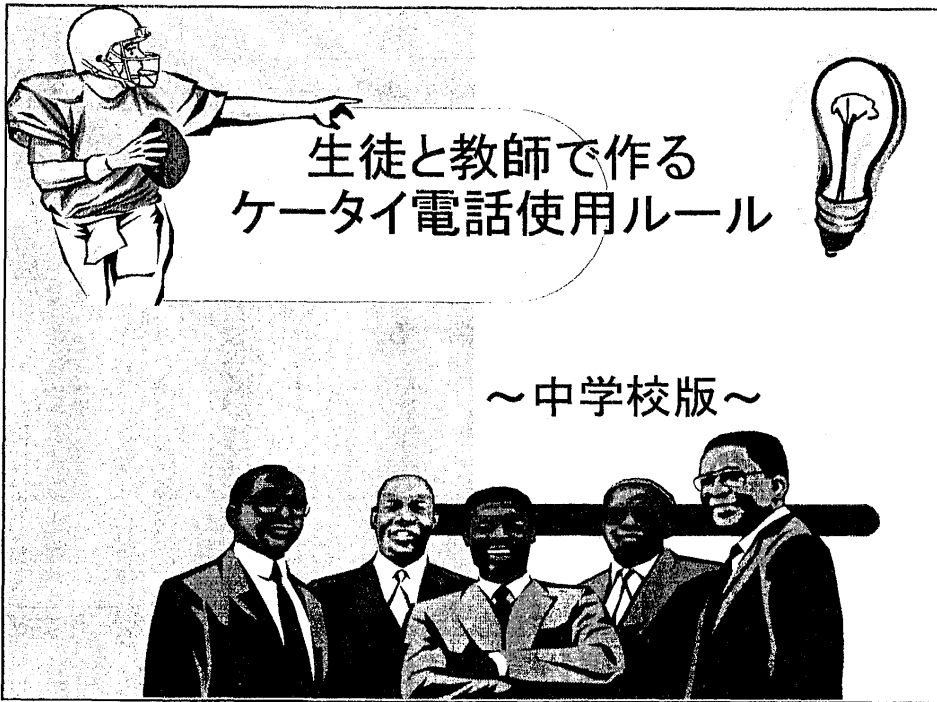
○文献調査

7. このプロジェクトを進めることによって、どのような力が身につくと思いますか。

〈市民性〉

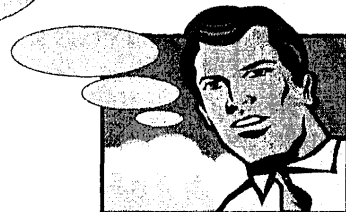
- 参加意欲
 - 地域の一員としての自覚をもち、進んで地域活動に参加する
 - 所属する集団の向上のために、積極的に貢献する
 - 地域社会の課題を発見し、その解決を合理的にできる
- 社会的態度
 - 自分の考えをもち、他者の考えを尊重しながら議論する
 - 社会的事象に関心をもち、総合的に理解し判断する
 - 政治に関心をもち、権利や義務を適切に遂行する
- 自治的活動
 - 身近なルールに関心をもち、存在意義を理解する
 - ルールを理解し遵守するとともに、よりよいものに改善する
 - 公益に配慮しながら、問題解決のための方法を考える

担当の先生からのアドバイス

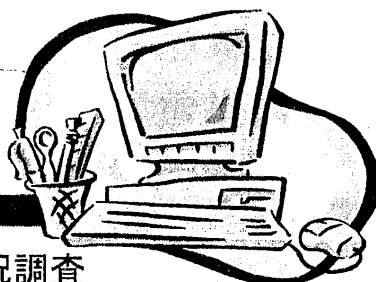


テーマ設定理由

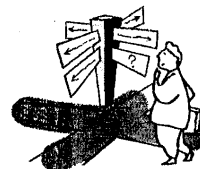
- 携帯電話の普及に伴い中学生の所持率も上昇。
(近い将来90%に達すると考えられる)
- 携帯電話の積極的な活用法を考える必要性。
- 新しい視点でのルール作り。



作業計画

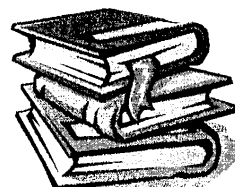


- 中学生の携帯電話使用状況調査
- 携帯電話使用について警察関係者へインタビュー
- 学校現場での有効性や問題点について高校教諭へインタビュー
- 中学生の携帯電話使用ルール試案作成
- 中学生の意見集約
- 意見をもとにルール検討

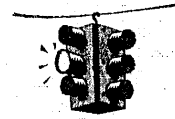


中学生の携帯電話使用状況

- 「青少年の意識・行動と携帯電話に関する調査研究」概要 ～警察庁少年課～
- Child Research Net モノグラフ中学生の世界 Vol.71 ～ベネッセ～
- 第1回子ども生活実態基本調査 ～ベネッセ～
- 小中学生の携帯電話調査 ～NTTドコモ～



携帯電話使用について 警察関係者へのインタビュー



- 良いと思われる点(メリット)
→ 防犯
- 考えられる危険性(デメリット)
→ 出会い系サイト、掲示板などが身近になり、簡単に犯罪などに巻き込まれる。
→ 援助交際なども高校生から中学生へと低年齢化する可能性がある。

学校現場での有効性や問題点 について高校教諭へのインタビュー



- メリット
→ 欠席者本人へ直接確認ができる。
→ 呼び出しを放送に代わりメールや電話でできる。
= プライバシーの保護
- デメリット
→ 授業中の使用は禁止しているが、メールをしている生徒がいる。
(電話代のためにバイトをして、学業をおろそかになる生徒がいる。)



中学生の携帯電話使用ルール 試案作成



アンケート方式

中学生の意見集約(1)



- ①辞書:学校にある辞書を使った方がよい
- ②録画・録音:授業には必要ないと思われる。
- ③ストップウォッチ:体育以外は使わないので不必要

全体:機能を使う際にお金がかかると思う
ルールを守れない人がでる。

中学生の意見集約(2)



- 電源を切った方がよい
理由:メールをする人がでる。
- マナーモードにしなくてもよい
理由:休み時間も使いたい。



中学生の意見集約(3)

- 賛成 16人
理由:当たり前、学校の電気が足りなくなる
- 反対 4人
理由:「電池が切れたときは教師に許可を取る」という条件付きで反対
- * ルール不要 1人



中学生の意見集約(4)

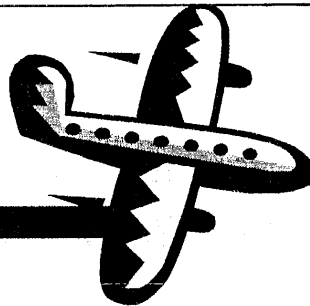
- 賛成 16人
- 反対 4人
理由:防犯に使う(2人)
- ルール不要 1人



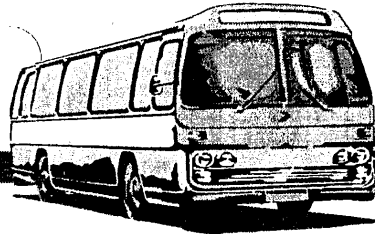
中学生の意見集約(5)

- 反対意見より
- * 学校でカメラを使う必要はないので、このようなルール自体必要ない

(賛成の中でも1名、「ルールの内容には賛成だが、このルール自体必要ないのでは?」という意見もあった。)



中学生の意見集約(6)



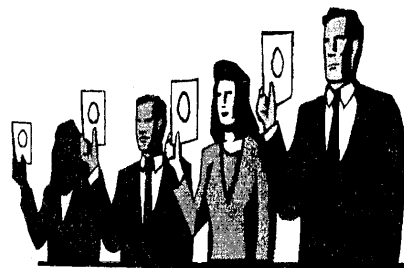
- 反対3名
 - * 道徳や技術の時間に話し合えばいい。
 - * 学校でメールは必要ないので、このルール自体に意味がない。
- 賛成17名
 - * トラブルになるのでこのルールは必要
 - * そのようなことがあったら、全校集会を開く



中学生の意見集約(7)

- 基本的にはルールについて賛成だが、

「1年生とか管理するのは難しいと思う」

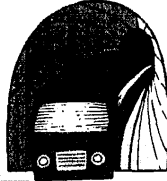




といった心配もみられた。





中学生の意見集約(8)

- 基本的には「あたりまえ」、「当然」のように考えられており、賛成であるが、このルールは「学校で決めることじゃない」として、家庭のルールまでの束縛を拒否するような意見があり貴重だと思った。



中学生の意見集約(9)

- 基本的には賛成であったが、このルールについては、委員会を作るのではなく、「先生が呼びかける方がいい」とか「保護者か教員で決めてしまってもよい」などの消極的意見があった。

また、「1, 2年生は意見を言っても通らない」という意見もあり「ルール」は、自分たちで作るものという意識よりも誰かに与えられるものという意識が垣間見られた。



中学校における携帯電話使用ルール1

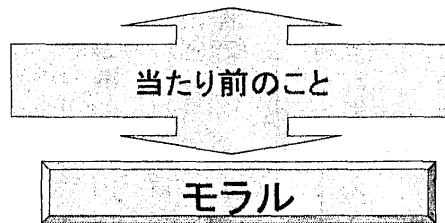
1. 授業中、次の場合は、教科担任と相談し、積極的に利用できる。
① 辞書 ②録画・録音 ③インターネット ④電卓
⑤ストップウォッチ
※ただし、それ以外の時は電源を切る。
2. 授業以外の時間はマナーモードにする。
3. 危険防止のため、登下校及び校内で、歩行中・自転車乗車中の使用はしない。

中学校における携帯電話しようルール2

4. 紛失や故障のないよう自分で管理する。
5. バッテリーの充電は家で行う。
6. このルールの見直し・改訂については「校内携帯ルール検討委員会」で定期的に話し合い、生徒総会で承認を得る。
※校内携帯ルール検討委員会(生徒会役員、各学級1、保護者代表3、教員代表3)

必要なモラル

- カメラ機能を使って人物を撮る時は、相手の許可をとる。
 - メールや掲示板に、人を傷つけるような書き込みはしない。
- 他人に不快感を与えない使い方を心掛ける。



この取り組みから

- 生徒のルール作りへの意識が希薄であることが分かった。
- 守らせる人 ↔ 守る人という関係の中で安住している感がある。
- 生徒をルール作りに積極的に関与させることが今後必要。



中学生への調査用紙

中学校における携帯電話使用ルールについて

もし中学校で携帯電話が使えるようになったら、どんなルールが必要だと思いますか。あなたの意見を聞かせてください。

(1) 次のようなルールについてあなたはどう思いますか。意見のある人は右側へ書いてください。

1	授業中、次の場合は教科担任と相談し、積極的に利用する。 ① 辞書 ② 録画・録音 ③ インターネット ④ 電卓 ⑤ ストップウォッチ ※ただし、それ以外の時は電源を切る。
2	授業以外の時間はマナーモードにする。
3	バッテリーの充電は、家で行う。
4	危険防止のため、登下校および校内で、移動中の使用はしない。
5	カメラ機能を使って人物を撮る時は、相手の許可をとる。
6	メールや掲示板に、人を傷つけるような書き込みはしない。
7	紛失や故障のないよう自分で管理する。
8	使用料金は各家庭で話し合い、計画的に使用する。
9	このルールの見直し・改訂については、「校内携帯ルール検討委員会」で定期的に話し合い、生徒総会で承認を得る。 ※ 校内携帯ルール検討委員会 (生徒会役員、各学級1、保護者代表3、教員代表3)

(2) その他に意見があったら書いてください。

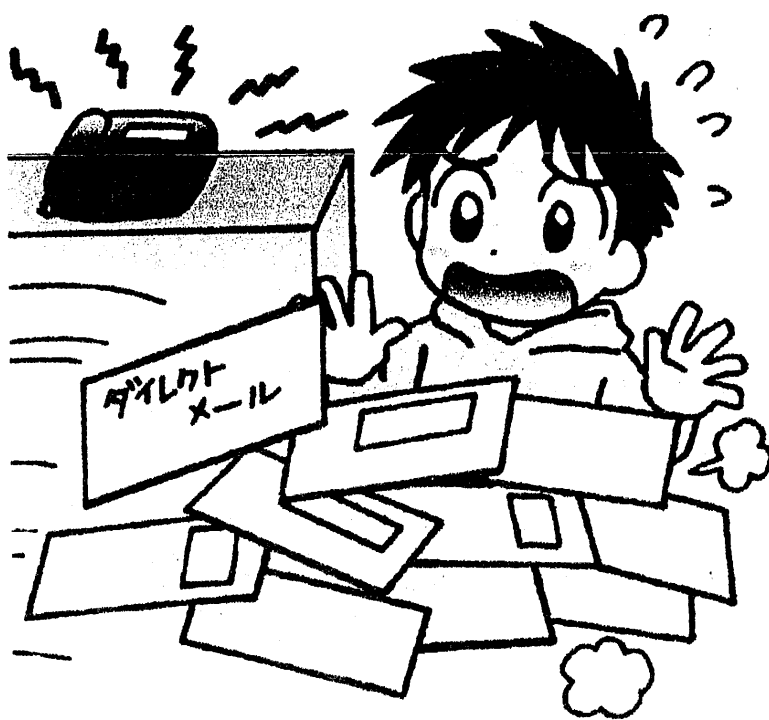
意見をもとにできたルール

中学校における携帯電話使用ルール

1	授業中、次の場合は教科担任と相談し、積極的に利用できる。 ① 辞書 ② 録画・録音 ③ インターネット ④ 電卓 ⑤ ストップウォッチ ※ただし、それ以外の時は電源を切る。
2	授業以外の時間はマナーモードにする。
3	危険防止のため、登下校および校内で、歩行中や自転車乗車中の使用はしない。
4	紛失や故障のないよう自分で管理する。
5	バッテリーの充電は、家で行う。
6	このルールの見直し・改訂については、「校内携帯ルール検討委員会」で定期的に話し合い、生徒総会で承認を得る。 ※ 校内携帯ルール検討委員会 (生徒会役員、各学級1、保護者代表3、教員代表3)
ルール	カメラ機能を使って人物を撮る時は、相手の許可をとる。
ルール	メールや掲示板に、人を傷つけるような書き込みはしない。

学校における個人情報保護法適用

Project



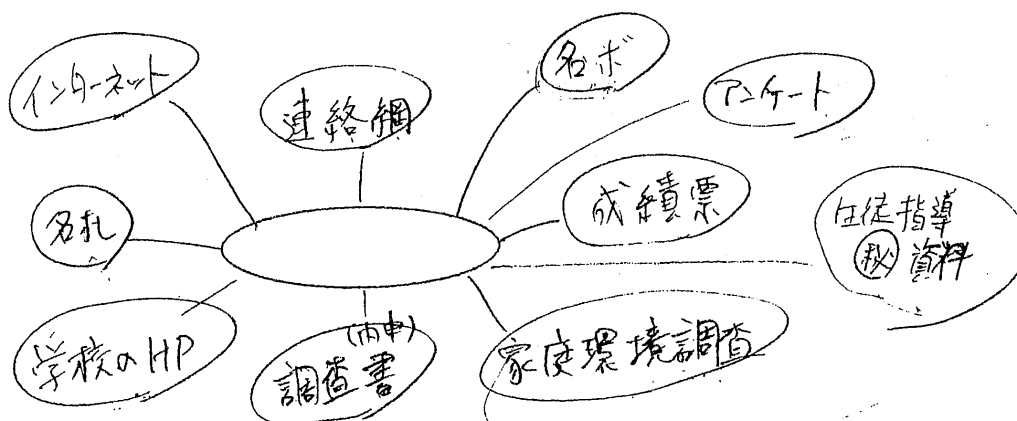
プロジェクト・ベース学習企画書 Ver.6

名前	C	日付	開始日	月	日	完成日	月	日
----	---	----	-----	---	---	-----	---	---

グループで行いたい場合の人数、あるいは名前

プロジェクトのタイトル 学校における個人情報保護法適用プロジェクト

1. このプロジェクトを完成させるために、あなたがやらなければならないことは何ですか。プロジェクト名を中心に
連想を働かせ、思いつくままにできるだけたくさん書き出してみましょう。



2. このプロジェクトに関して調べたいことを3つ以上あげなさい。

- ・共有すべき情報と守るべき情報
- ・学校内・外での情報の扱い方
- ・過去の事例を検討し、適用方法（解釈）を考える

3. このプロジェクトを（ ）時間進めて、どういう状態になれば完成といえますか。

レベルごとに情報保護のルールを適用し、理解できたら完成

4. このプロジェクトは、あなたの生活にどのように役立れますか？

個人情報を守られる

共有すべき情報・守られるべき情報の弁別が可能になる

また、あなたのまわりの地域や社会にどのように役に立ちますか？

情報の適切な扱い方が可能になり、地域における信頼関係が増す

5. 前で考えたことを整理します。特に大切だと思う活動を取り出し、どんな順番で行えばよいかよく 考えて、活動の計画を立てましょう。(数字は⑦までありますが、全部使う必要はありません)

① 保護の必要度に応じたレベルを設定する (予定 時間)

② レベルごとの情報を集める 1.5 (1/5)

③ レベルの応じたルールを設定する 1.5 (1/5)

④ 学校の実情に照らし合わせて、設定したルールを検証する

⑤ 必要ならば、修正して完成させる

3 (1/12、19)

⑥ ()

⑦ ()

6. このプロジェクトを進めるにあたって、必要な情報源を最低3種類あげましょう。そのうち、「実在の人」を必ず入れなければなりません。また、上の活動計画のどこで、どのように活用しますか。

実在の人物 現職の教員

個人情報保護法

インターネット

7. このプロジェクトを進めることによって、どのような力が身につくと思いますか。

〈市民性〉

参加意欲 地域の一員としての自覚をもち、進んで地域活動に参加する

所属する集団の向上のために、積極的に貢献する

地域社会の課題を発見し、その解決を合理的にできる

社会的態度 自分の考えをもち、他者の考えを尊重しながら議論する

社会的事象に関心をもち、総合的に理解し判断する

政治に関心をもち、権利や義務を適切に遂行する

自治的活動 身近なルールに関心をもち、存在意義を理解する

ルールを理解し遵守するとともに、よりよいものに改善する

公益に配慮しながら、問題解決のための方法を考える

担当の先生からの
アドバイス

学校における個人情報保護法 適用プロジェクト

千葉大学大学院教育学研究科
授業研究XVI(総合的学習)
チーム3

1. 動機

- **なぜ個人情報保護法が必要なのか**
情報機器やネットワーク網の発達に伴い、我々の身のまわりでは多くの情報が行き交うようになり、以前に比べれば必要な情報は簡単に手に入る時代となった。だが一方では、企業の顧客情報流出などといった個人情報の扱い方に対する不備が社会問題となっている。そのため、個人情報保護法は成立した。
- **文部科学省の指針に明記されている事項**
 - 管理者とその権限・保管期間等を決める
 - 漏えい・盗用の禁止
 - 利用後の適切かつ確実な破棄・削除
 - 加工・改ざんの禁止または制限
 - 複製・貸与の禁止

2. 学校の抱えるジレンマ

● なぜ学校に焦点をあてたのか

学校においても、児童・生徒の成績データを紛失するといった事件は後を絶たない。改めて、個人情報の扱い方のモラルが問われている。しかし、教育現場では実際問題としてそのような意識は生まれつつあっても、校務の円滑な遂行と照らし合わせて、効果的な解決策がないのが実情である。我々は、そのような現状に対応すべくプロジェクトを立ち上げた。

● ジレンマの具体例

連絡網 …………… 学校にとっては必要なものだが、個人情報の漏えいを心配する保護者からは反対する意見が出ている。

他機関との連絡状況 …… 児童・生徒について他機関との情報の共有があったとき、学校においても問題の発生に備えて、その情報はすべての教員が知っておく方が良いのだが、そのことによって情報が漏れる恐れがある。

3. プロジェクトの企画

● プロジェクトの目標

レベルごとに情報の扱い方のルールを作成する。

● 活動計画の流れ

- ① 保護の必要度に応じたレベルを設定する。
- ② レベルごとに学校で扱う児童・生徒の情報の項目を収集する。
- ③ レベルに応じたルールを設定する。
- ④ 設定したルールを検証し、修正する。

● 情報源

- ・ 現職の教員
- ・ 個人情報保護法
- ・ インターネット

4. 分類の判断基準

● 情報の分類

学校で扱う情報は様々であるが、今回は児童・生徒の個人情報に限定することにした。さらに、児童・生徒の個人情報の中でも重要度には差があることから、分類するためのレベルと公開できる範囲を設定することにした。

● レベル設定で用いる用語の定義 (出典: 広辞苑)

閲覧 …… 図書や書類をしらべ読むこと。

開示 …… 明らかに示すこと。

公開 …… 誰でもが同じに利用できる状態にすること。公衆に開放すること。

保管 …… 大切なものを、こわしたりなくしたりしないように保存すること。

共有 …… 二人以上が一つの物を共同して所有すること。

5. 情報の収集

● 対象となる情報の収集

学校における個人情報保護法適用プロジェクト

個人情報分類表 (学校で扱っている児童・生徒の情報を記入してください。)

	学校内	家庭	地域社会
全員で共有する 情報	学校で共有する 情報	家庭で共有する 情報	地域社会で共有する 情報
担当者で共有する 情報	学校で担当者で共有する 情報	家庭で担当者で共有する 情報	地域社会で担当者で共有する 情報
責任者・管理者 で共有する情報	学校で責任者・管理者 で共有する情報	家庭で責任者・管理者 で共有する情報	地域社会で責任者・管理者 で共有する情報
共有しない(他人に 漏らさない)情報	学校で共有しない(他人に 漏らさない)情報	家庭で共有しない(他人に 漏らさない)情報	地域社会で共有しない(他人に 漏らさない)情報

6. 分類方法

● 情報を分類するレベルの設定

- ① 地域社会まで閲覧可(=閲覧制限なし)
- ② 校内生徒一般(家庭内)で管理(開示判断・保管)
- ③ 校内生徒一般(家庭内)まで閲覧可
- ④ 生徒本人まで閲覧可
- ⑤ 教員全員で管理(開示判断・保管)
- ⑥ 教員全員まで閲覧可
- ⑦ 担当教員で管理(開示判断・保管)
- ⑧ 担当教員まで閲覧可
- ⑨ 校長で管理(開示判断・保管)
- ⑩ 教育委員会で管理(開示判断・保管)

6. 分類方法

● 情報をレベルで分類する

学校における個人情報保護実践活用プロジェクト

1. 目的・意義
2. 対象者
3. 実施時期
4. 実施場所
5. 実施内容
6. 実施方法
7. 実施結果
8. 実施評価
9. 実施課題
10. 実施効果

項目	レベル	管理/閲覧
I	地域社会まで閲覧可(=閲覧制限なし)	
II	校内生徒一般(家庭内)で管理(開示判断・保管)	
III	校内生徒一般(家庭内)まで閲覧可	
IV	生徒本人まで閲覧可	
V	教員全員で管理(開示判断・保管)	

7. 結果

● ルールの設定 【理想】

	管理者とその権限・保管期間等を決める	漏えい・盗用の禁止	利用後の適切かつ確実な破棄・削除	加工・改ざんの禁止または制限	複製・貸与の禁止
Level I	○	○	○	○	○
Level II	○	○	○	○	○
Level III	○	○	○	○	○
Level IV	○	○	○	○	○
Level V	○	○	○	○	○

7. 結果

● ルールの設定 【実際】

	管理者とその権限・保管期間等を決める	漏えい・盗用の禁止	利用後の適切かつ確実な破棄・削除	加工・改ざんの禁止または制限	複製・貸与の禁止
Level I	△	○	×	×	△
Level II	△	○	×	×	△
Level III	○	△	○	○	○
Level IV	○	○	○	○	○
Level V	○	○	○	○	○

8. 結論

● ルールの原則

1. 個人情報保護法を深く理解し、保護を徹底しなければならない。
2. 個人情報の管理責任者を決めておかなければならない。
3. 保護のレベルに合った適切な対処をしなければならない。

● 学校がすべきこと

- すべての教員がルールを守ることを徹底する。
- 学校の管理が不能になるもの(配布物など)は、提供先にルールを守ることを依頼する。
→ 提供先に働きかけることまでが学校の責務

9. ふり返り

- 理想と現実にはかなりの差があることを理解した。
- 相反する『保護』と『共有』が、現場の教員にとってジレンマになっていることを知ることができた。
- 情報の観点から学校というものを見直すことで、学校に対する理解が深まった。
- 個人情報保護の重要性が理解でき、法を適切に行使するためには学校におけるルールづくりが必要であることがわかった。
- 法律を身近に感じることができ、計画を修正しながら、結論にたどり着くことができた。

学校における個人情報保護法適用プロジェクト

個人情報分類表 学校で扱っている児童・生徒の情報を記入してください。

	学校内	家庭	地域社会
全員で共有する 情報	写真 児童・生徒名簿 要観察生徒の情報(口頭のみ)	絵や作文等(児童・生徒作品) 学級連絡網 集合写真 卒業アルバム	顔が判別できない写真(学校のHP) 児童・生徒の活動状況(社会成績等) 学校だより
担当者で共有する 情報	記名のあるプリント 緊急連絡先 研究集録 家庭環境調査表 志望進路		
責任者・管理者 で共有する情報	健康診断資料 評価・評定のための資料 生徒指導部会資料 他機関との連絡状況 (虐待・補導・逮捕等)		
共有しない(他 人に漏らさない) 情報	指導要録 内申書(調査書)		

○「授業研究XVI B」参加者名簿

*指導担当 上杉 賢士（千葉大学教育学研究科教授）

*T A 市川 洋子（教育学部附属教育実践総合センター特別研究員）

*受講者 浅見 光子、潤米さや香、金子 清一、金子 大介
上條 理恵、小林 隆義、重 歩美、清水 弘恵
清水 洋生、関 智之、高橋 信行、友部 真弓
長屋 邦彦、生井 久恵、宮崎 望、宮村 賢治
森島 弘道、

*特別聴講 末吉登紀子、森田 恵、依田 桂子

○連絡先

千葉大学教育学研究科学校教育臨床専攻 上杉研究室

TEL/FAX 043-290-2612

E-mail uesugi.k@faculty.chiba-u.jp